

枚方市空家等対策計画の策定について

1. 計画策定の背景

適切な維持管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に悪影響を与えていることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が平成 26 年 11 月 27 日に公布されました。

空き家の数は全国的に増加するとともに、生活環境を損なう空き家に関する問題も顕在化してきており、本市においても、様々な管理不良な空き家に関する相談が市に寄せられ、その件数は年々増加しています。

こうしたなかで、本市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「枚方市空家等対策計画」の策定が必要となっています。

2. 空家等対策計画に定めようとする事項

（法第 6 条第 2 項）

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（法第 14 条第 1 項の規定による助言若しくは指導、同条第 2 項の規定による勧告、同条第 3 項の規定による命令又は同条第 9 項若しくは第 10 項の規定による代執行をいう。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

※ 1. 第 6 号については、既に貴協議会に諮問し、答申を受けています。

※ 2. 空き地や空き長屋についても、計画の中で定めていきます。

3. 本市における空家等や空き地・空き長屋（以下「空き地等」という）対策の課題

- ・空家等や空き地等を発生させない取り組みの推進
- ・空家等や空き地等の活用
- ・空家等や空き地等に対する効果的な対策の実施
- ・市民に分かりやすい対応窓口の整備と推進体制の確立

4. 本市における空家等や空き地等対策の基本的な考え方

空家等や空き地等は、所有者等により管理されることが原則ですが、社会状況、所有者等の事情等の様々な要因により管理不良の空家等や空き地等が発生し、社会問題化しています。本市においては、所有者等による第一義的な責任を前提としながら、空家等や空き地等の対策を行います。

5. 審議を求める事項

(1) 計画の基本的な事項

空家等や空き地等の対策を効果的に実施するため、計画の目的、期間、対象、区域、位置付け等について、検討をお願いします。

.....

(2) 空家等や空き地等の発生の未然防止と所有者等による管理の促進

空家等や空き地等の増加を抑制するためには、現に存在する空家等や空き地等への対策と併せて、新たな発生を未然に防止することが重要であることから、住宅の適性管理に対する意識の啓発、情報提供及び支援等の施策について、検討をお願いします。

(3) 空家等や空き地等の活用

空家等や空き地等が活用されることは、これらが管理不良な状態になることを防止するだけでなく、地域の活性化や地域課題の解消につながることから、流通や活用の促進に向けた啓発、支援等の施策について、検討をお願いします。

(4) 管理不良な空家等や空き地等の解消の促進

所有者等の様々な事情により、管理不良な空家等や空き地等が発生していることから、これらの所有者等に対して管理状況の改善を促すための施策について、検討をお願いします。

(5) 市民等からの相談体制の整備

管理不良な空家等や空き地等に対する市民等からの相談への対応について、わかりやすい相談体制のあり方の検討をお願いします。また、空家等になる要因は所有者等の状況によって多様であり、個人だけで解決できない課題を抱えていることが多いことから、幅広いニーズに対応する専門の相談体制の検討を併せてお願いします。

.....

6. 答申を求める時期

平成 29 年 7 月